

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

陽性判明後の流れ（令和4年9月26日～）

発生届の届出対象の方 （医療機関から発生届が出される方）

- ① 65歳以上の方 ② 入院を要する方
③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
④ 妊婦

保健所が電話で健康状態を確認し、療養先※1を調整します。

療養期間中はそれぞれの療養先で療養していただきます。

※1 療養先は、自宅療養、宿泊療養、入院のいずれかとなります。

発生届の届出対象外の方 （医療機関から発生届が出されない方） 左記の①から④に該当しない方

SMS（ショートメッセージ）で療養中の留意事項等をお知らせ

療養期間中はご自宅で療養していただきます。

体調悪化時等は、陽性者健康フォローアップセンター※2まで電話でご相談ください。

TEL:050-3613-9615

岐阜県陽性者健康フォローアップセンターWEBサイト →

宿泊療養又は食料等の支援※3が必要な方は、健康フォローアップセンターWEBサイトからお申し込みください。
（WEBでの申込が難しい方は陽性者健康フォローアップセンターまでお電話ください）

※2 他の都道府県に居住する方は、厚生労働省WEBサイトでご確認のうえ、居住地の健康フォローアップセンターまでご相談ください。

※3 食料支援は、親類・友人等からの支援や、ネットショッピングなどによりご自身で確保できない方を対象としております。



療養期間の考え方（目安）

【症状がある場合】 療養期間は最短で発症から7日間になります。（入院者・高齢者施設入所者は基準が異なります）

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から療養解除となります。

例1	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	※4
	発症	検査陽性		症状軽快				この日まで療養	通常の生活に戻る※4	発症日から10日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
										7日目以降に症状が軽快した場合（X≥7）

例2	0日	1日	2日	..	..	..	..	X日	X+1日	X+2日	
	発症		検査陽性					症状軽快	この日まで療養	通常の生活に戻る※4	

【症状がない場合】 症状がない場合でも途中で発症すると、症状がある場合の基準にかかります。

検体採取日から7日間経過した場合に、8日目から療養解除となります。

	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	
	検体採取					※5		この日まで療養	通常の生活に戻る	

※5 検体採取日から5日目（★）に薬事承認された抗原定性検査キットにより自身で検査し陰性を確認した場合、6日目に療養解除となります。なお、7日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

○自主的な感染予防行動とは：自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避ける、マスクを着用する等

あなたの療養期間（目安） 発症日： / 療養解除日： /

ご自身で記入をお願いします。（無症状の場合は検体採取日）

配布日：令和5年 月 日 医療機関名：

注意事項など

①ご自宅で、感染対策をとりながらお過ごしください※6。

家庭内での注意事項

1. 感染者と他の同居者の部屋を分ける。
2. 感染者の世話をする人は、限られた方にする。
3. できるだけ全員がマスクを使用する。
4. 手洗いをする。
5. 日中はこまめに換気をする。
6. ドアの取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する。

※6 有症状の場合で症状軽快から24時間経過した後、または無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際のマスクの着用などを徹底していただくことで、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは可能です。

②同居のご家族も濃厚接触者となるため、自宅待機をお願いします。

あなたの同居家族は原則として濃厚接触者と判断され、あなたと最後に接触※7してから5日間の自宅待機が必要となります。ただし、2日目と3日目に薬事承認された抗原定性検査キットの検査で2回続けて陰性が確認できた場合は3日目で待機解除とすることができます。
上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

※7 感染者と最後に接触（マスクなしでの会話、飲食、感染リスクとなる物の共有等）があった日を0日目とします。乳幼児等隔離が困難な方が感染者の場合は、その方の療養解除日が1日目になります。

③濃厚接触者となる同居家族に発熱等の症状があった場合には

濃厚接触者となるあなたの同居家族の方に、発熱等の症状が出た場合には、最寄りの診療・検査医療機関を受診いただくようお願いします。

診療・検査医療機関のHP →



また、同居家族が発生届の届出対象外である65歳未満の低リスクの方（チラシ表面参照）の場合は、岐阜県陽性者健康フォローアップセンターにおいて抗原定性検査キットを配布しております。
申込方法及び配布対象となる方について、岐阜県陽性者健康フォローアップセンターWEBサイトでご確認のうえ、お申し込みください。

岐阜県陽性者健康フォローアップセンターWEBサイト →



各種療養のしおり

療養に際してご留意いただきたい点などをまとめております。療養前にご一読ください。

【自宅療養のしおり】



発生届の届出対象の方用
65歳以上の方など（チラシ表面参照）



発生届の届出対象外の方用
65歳未満の低リスクの方（チラシ表面参照）

【宿泊療養のしおり】



「自宅療養のしおり」「宿泊療養のしおり」は、岐阜県HPでご覧いただけます。

